

第4期 健康増進計画 健康かぬま21（案）パブリック・コメント 意見と回答

No.	意見概要	回答
1	<p>1. 喫煙者を減らしていくために、</p> <p>(1) 市としても、喫煙者の禁煙相談やサポートに取組み、また薬局が禁煙相談に対応するよう連携してはどうか。</p> <p>(2) 禁煙治療費の1/2～2/3の助成制度を設けてはどうか。</p>	<p>(1) 禁煙相談やサポートは、市だけではなく市内薬局でも取り組んでいます。引き続き薬剤師会と連携を図りながら禁煙相談やサポートに努めてまいります。</p> <p>(2) 本計画は総合的な健康づくりの推進に向け基本的な指針を示すものであり、助成制度など個別具体的な内容については記載しておりませんが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>タバコ病とされるCOPDについて、11月第三週水曜が世界COPDデーなので、スケジュールに入れてはどうか。</p>	<p>本計画は総合的な健康づくりの推進に向け基本的な指針を示すものであり、個別具体的な内容については記載しておりませんが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>世界禁煙デーについて、より実効性とアピールを高めるためにも、イエローグリーンライトアップに参加連携してはどうか。</p>	<p>本計画は総合的な健康づくりの推進に向け基本的な指針を示すものであり、個別具体的な内容については記載しておりませんが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>未成年者の喫煙ゼロ、妊婦の喫煙ゼロ目標と同じく、子どもたちの受動喫煙0（ゼロ）を重点目標に据え、子どもたちへの危害防止を強く進めていただきたい。</p>	<p>未成年者の喫煙ゼロ、妊婦の喫煙ゼロと同様に、子どもたちの受動喫煙ゼロも重要と考えております。子どもたちへの受動喫煙防止について引き続き推進してまいります。</p>
5	<p>上記4項とともに、「未成年や妊娠中・授乳期中の喫煙をなくす、公共施設や事業所・屋外等における禁煙の推進、家庭内や車内など私的空間における受動喫煙の防止」など啓発にとどまらず、義務的な制度化やルール化が必須かと思えます。改正健康増進法の見直しが進められていて、これらの内容が盛り込まれるかどうか不明ではあるが、貴市、また県レベルでも、上記および以下の実効化推進を是非よろしくお願ひしたい。</p>	<p>喫煙、禁煙の推進、受動喫煙の防止について、義務的な制度化やルール化については現在考えておりません。</p> <p>改正健康増進法に基づきながら、今後の国や県の動向に注視しつつ、たばこによる健康被害の啓発等を行ってまいります。</p>
6	<p>※4、5項および「子どもたちの受動喫煙0（ゼロ）を重点目標」については、学校では学校薬剤師や薬剤師会との連携、子育て支援課、こども家庭センター、学校教育課、市民課（生活保護所帯など）の関与などが可能でしょうか、保護者への働きかけが必須かと思えます。医師会関連で、小児科医、医療機関などの協力はどうか？（計画に既に入っているかもしれませんが）</p>	<p>子どもたちの受動喫煙防止について、引き続き各関連団体や関係部署と協力・連携し、たばこによる健康被害に関する教育や普及啓発に取り組んでまいります。</p>
7	<p>16ページの 3 生活習慣病の実態に認知症も入れ、触れてはどうか。認知症発症には多くの要因がありますが、喫煙の影響もかなりあると指摘されているところで、若年からの生活習慣の改善により、認知症の予防は可能で、そのエビデンスが多く集積されてきています。</p>	<p>認知症の多くを占めるアルツハイマー型認知症や血管性認知症は、生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症など）との関連があるとされていることから、生活習慣病を予防することが結果として認知症の予防につながると考えております。</p> <p>したがって、本計画に認知症の記載はしませんが、たばこによる健康被害の普及啓発や、禁煙・受動喫煙防止などに取り組むことにより、生活習慣病の予防に努めてまいります。</p>